

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースコーポレーション  
代 表 者 名 代表取締役 廣 岡 哲 也  
(コード番号：8907 東証第1部)  
問い合わせ先 経営企画室長 手 嶋 伸 也  
電 話 番 号 03 - 3216 - 8400 (代表)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）並びに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（同 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主の皆様の利便の向上と公告掲載費用の節減を図るため、当会社の公告を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、あわせて電子公告ができないときの措置を定めるために第 4 条（公告方法）を変更するものであります。
- (2) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 17 条（取締役会の設置）第 30 条（監査役及び監査役会の設置）第 41 条（会計監査人の設置）を新設するとともに、あわせて第 6 章 会計監査人を設けるものであります。
- (3) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
- (4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう対応し、コスト削減に資することができるよう、第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (5) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により、取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 26 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- (6) 会社法第 426 条第 1 項及び第 427 条第 1 項の規定に従い、取締役、監査役及び会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第 29 条（取締役の責任免除）、第 40 条（監査役の責任免除）、第 45 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。  
なお、本議案の提出につきましては各監査役の同意を得ております。
- (7) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (8) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (9) 上記各変更に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行</u>う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第4条(公告方法) 当社の公告は、<u>電子公告により行</u>う。</p> <p style="text-align: center;"><u>2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行</u>う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第5条(発行する株式の総数) 当社の<u>発行する株式の総数は</u>、200,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減する。</u></p>	<p>第5条(発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数は</u>、200,000株とする。</p>
<p>第6条(自己株式の取得) 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第6条(自己株式の取得) 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>第7条(株券の発行)</u> <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>第7条(名義書換代理人) 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>第8条(株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、端株原簿への記載または記録、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取り</u>その他株式及び端株に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取り扱わせ、当社においては<u>これ</u>を取り扱わない。</p> <p>第 8 条（株式取扱規程）          当社の株券の種類、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、端株原簿への記載または記録、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取り</u>その他株式及び端株に関する請求、届出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>第 9 条（基準日）          当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において<u>株主の権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 前項のほか、必要がある場合には、<u>取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条（招集時期）          当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時<u>これ</u>を招集する。</p>	<p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>第 9 条（株式取扱規程）          当社の株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 10 条（基準日）          当社は、<u>毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において<u>権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合には、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条（招集時期）          当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。</p>

現行定款	変更案
<p>第11条（招集者及び議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第12条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>第13条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、<u>他の議決権ある株主</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に、代理権を<u>証する書面</u>を提出しなければならない。</p>	<p>第12条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議</u>によって、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第14条（決議の方法）</p> <p>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項</u>の規定によるべき株主総会の決議は、<u>定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条（議決権の代理行使）</p> <p>株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を<u>証明する書面</u>を<u>当会社に</u>提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>第14条（議事録） 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第15条（取締役の員数） 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>第16条（取締役の選任方法） 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>第17条（取締役の任期） 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</p> <p>第18条（役付取締役及び代表取締役） 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>第16条（議事録） 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録する。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条（取締役会の設置） <u>当社は取締役会を置く。</u></p> <p>第18条（取締役の員数） (現行どおり)</p> <p>第19条（取締役の選任方法） 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらない。</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員によりまたは補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（役付取締役及び代表取締役） 取締役会の決議によって、取締役の中から、<u>代表取締役社長1名を選定し</u>、必要に応じて、<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定</u>することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>2 社長は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>3 取締役会はその決議により、社長のほかに、<u>役付取締役の中から当会社を代表する取締役を定める</u>ことができる。</p> <p>第19条（取締役会の招集者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第20条（取締役会の招集手続） 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第21条（取締役会の決議） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第22条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p><u>2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>2 <u>代表取締役社長</u>は当会社を代表し、会社の業務を統轄する。</p> <p>3 取締役会はその決議によって、<u>代表取締役社長</u>のほかに、取締役の中から当会社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>第22条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>代表取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条（取締役会の招集手続） 取締役会を招集するときは、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し、<u>会日の3日前</u>までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第24条（取締役会の決議） （現行どおり）</p> <p>第25条（取締役会の議事録） 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令で定める事項</u>を記載または記録し、出席した取締役<u>及び監査役</u>がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） <u>当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第23条(取締役の報酬) 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>第24条(監査役の員数) 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>第25条(監査役の選任方法) 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第27条(取締役会規程) <u>取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p> <p>第28条(取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条(取締役の責任免除) <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第30条(監査役及び監査役会の設置) <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>第31条(監査役の員数) (現行どおり)</p> <p>第32条(監査役の選任方法) 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現行定款	変更案
<p>第<u>26</u>条（監査役の任期）  <u>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第<u>33</u>条（監査役の任期）  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3 <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。</u></p>
<p>第<u>27</u>条（常勤監査役）  <u>監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u></p>	<p>第<u>34</u>条（常勤監査役）  <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第<u>28</u>条（監査役会の招集）  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第<u>35</u>条（監査役会の招集手続）  <u>監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第<u>29</u>条（監査役会の決議方法）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合は除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>第<u>36</u>条（監査役会の決議）  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第<u>30</u>条（監査役会の議事録）  <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>第<u>37</u>条（監査役会の議事録）  <u>監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第<u>31</u>条（監査役会規程）  監査役会に関する事項については、  法令または定款のほか、監査役会にお  いて定める監査役会規程による。</p>	<p>第<u>38</u>条（監査役会規程）  監査役会に関する事項については、  法令又は定款に定めるもののほか、監  査役会において定める監査役会規程に  よる。</p>
<p>第<u>32</u>条（監査役の報酬）  監査役の報酬は、株主総会の決議を  もって定める。</p>	<p>第<u>39</u>条（監査役の報酬等）  監査役の報酬等は、株主総会の決議  によって定める。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第<u>40</u>条（監査役の責任免除）  <u>当社は、取締役会の決議によって、</u>  <u>監査役（監査役であった者を含む。）の</u>  <u>会社法第423条第1項の賠償責任につ</u>  <u>いて法令に定める要件に該当する場合</u>  <u>には、賠償責任額から法令に定める最</u>  <u>低責任限度額を控除して得た額を限度</u>  <u>として免除することができる。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p><u>2 当社は、社外監査役との間で、会</u>  <u>社法第423条第1項の賠償責任につ</u>  <u>いて法令で定める要件に該当する場合</u>  <u>には、賠償責任を限定する契約を締結す</u>  <u>ることができる。ただし、当該契約に</u>  <u>基づく賠償責任の限度額は、金100万</u>  <u>円以上であらかじめ定めた額と法令の</u>  <u>定める最低責任限度額のいずれが高い</u>  <u>額とする。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>第<u>6</u>章 会計監査人</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第<u>41</u>条（会計監査人の設置）  <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>第<u>42</u>条（会計監査人の選任）  <u>会計監査人は、株主総会の決議によ</u>  <u>って選任する。</u></p>
<p>（新 設）</p>	<p>第<u>43</u>条（会計監査人の任期）  <u>会計監査人の任期は、選任後1年以</u>  <u>内に終了する事業年度のうち最終のも</u>  <u>のに関する定時株主総会終結の時まで</u>  <u>とする。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新設)	<p><u>第44条(会計監査人の報酬等)</u>  <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
(新設)	<p><u>第45条(会計監査人の責任免除)</u>  <u>当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p><u>第33条(営業年度及び決算期)</u>  <u>当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</u></p>	<p><u>第46条(事業年度)</u>  <u>当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</u></p>
<p><u>第34条(利益配当金)</u>  <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して支払う。</u></p>	<p><u>第47条(期末配当金)</u>  <u>当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という)を支払う。</u></p>
<p><u>第35条(中間配当)</u>  <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者、及び同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という)をなすことができる。</u></p>	<p><u>第48条(中間配当金)</u>  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という)をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第<u>36</u>条（除斥期間）  <u>利益</u>配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第<u>49</u>条（除斥期間）  <u>期末</u>配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p><u>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日      平成 18 年 6 月 24 日  
定款変更の効力発生日                      平成 18 年 6 月 24 日

以 上